５／２（金）の発表

報道発表資料の配付日時　５月２日（金）10 時 00 分

発表項目（行事名）	産業廃棄物処理施設設置許可申請書の告示について		
記者レクチャーのお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請書縦覧についてお知らせします。 1　申請者 株式会社苫小牧清掃社　代表取締役　山本　浩喬 2　設置場所 北海道沙流郡日高町字広富 17 番 27 3　産業廃棄物処理施設の種類 安定型最終処分場及び管理型最終処分場 4　縦覧場所 北海道日高振興局保健環境部環境生活課 日高町住民生活課 5　縦覧期間 令和７年(2025 年) ５月２日(金)から令和７年(2025 年) ６月２日(月) 詳細については別紙のとおり。		
参考			

報道（取材）に当たってのお願い		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所)

担当（連絡先）	日高振興局保健環境部環境生活課 環境生活課長　栗林　稔 地域環境係長　阿部　武彦 ＴＥＬ：０１４６－２２－９２５０

【別　紙】

1　申請書の概要

（1）申請年月日

令和７年（2025 年）４月７日

（2）申請者の住所、名称及び代表者の氏名

北海道苫小牧市字糸井 402 番地 14

株式会社苫小牧清掃社　代表取締役　山本　浩喬

（3）産業廃棄物処理施設の設置の場所

北海道沙流郡日高町字広富 17 番 27

（4）産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第７条第 14 号ロ（安定型最終処分場）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第７条第 14 号ハ（管理型最終処分場）

2　申請書等の縦覧の場所、時間及び期間

（1）縦覧の場所及び時間

北海道日高振興局保健環境部環境生活課（浦河郡浦河町栄丘東 56 号）

８時 45 分から 17 時 30 分まで

日高町住民生活課（沙流郡日高町門別本町 210 番地の１）

８時 30 分から 17 時 15 分まで

（2）縦覧の期間

令和７年(2025 年) ５月２日（金）から令和７年(2025 年) ６月２日（月）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

（3）意見書の提出

○　この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有するものは、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

○　意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置の場所及び施設の種類を記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を日本語で記述すること。

○　意見書は、北海道知事（北海道日高振興局保健環境部環境生活課）に令和７年(2025 年) ６月 16 日（月）までに到着するよう提出すること。